

京都府久御山町基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

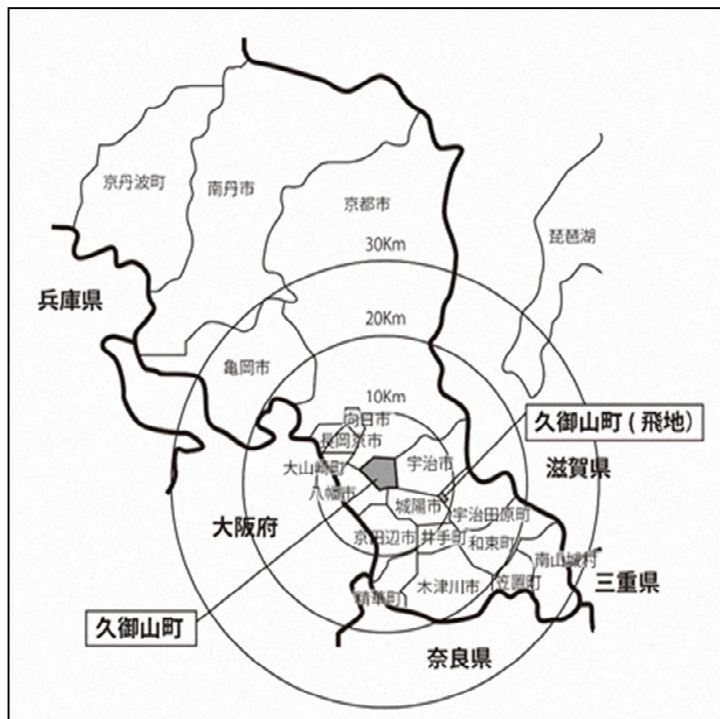
（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における京都府久世郡久御山町の行政区域（三郷山飛地を除く。）とする。概ねの面積は1,360ヘクタールである。

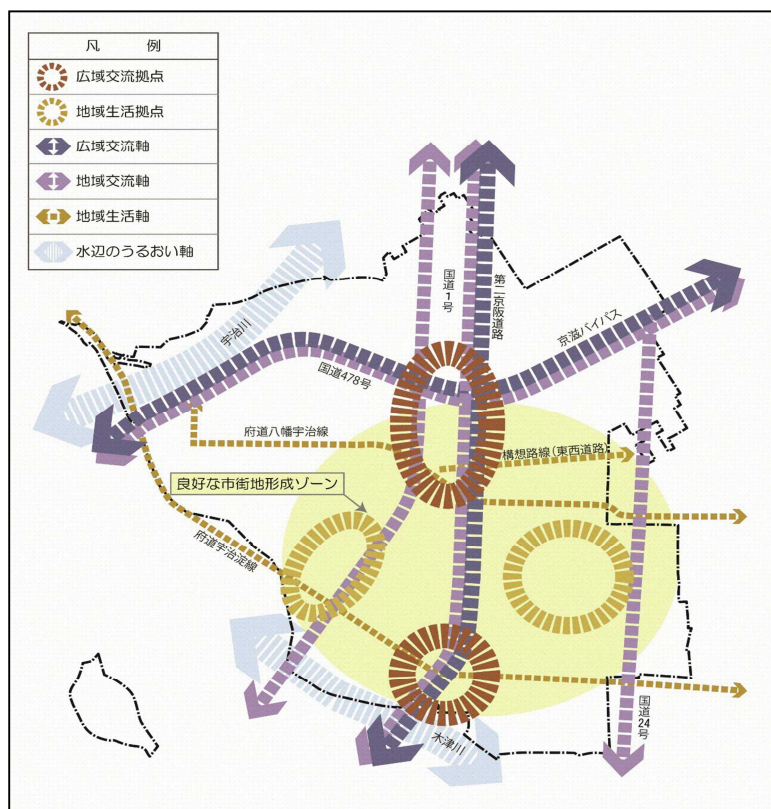
本促進区域には、シギ・チドリ類渡来湿地及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種並びに京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に規定する府指定希少野生生物の生息・生育域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、及び府自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立公園、国定公園及び府立自然公園、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定された特定植物群落、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本区域に存在しない。

（地図）



(久御山町の道路交通ネットワーク図)



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

久御山町は、京都府の南部、京都市中心部から南へ約 15 km に位置し、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に面している。大阪市中心部からも約 40 km で、奈良方面や滋賀方面も含めた交通の要衝といえる位置にある。町の北東は巨椋池干拓田があり、木津川と宇治川に挟まれ、山城盆地の最低地に位置することから、過去から治水対策に特に力を注いできた。古くは農業を中心としたまちであったが、国道 1 号をはじめとする道路交通網の発達とともに、工場や倉庫等の諸産業が進出し、産業集積に伴い、住宅地の開発も進み、農業・工業・住宅の調和したまちとして発展してきた。

②インフラの整備状況

久御山町には鉄道駅はないものの、隣市の京阪電鉄中書島駅・淀駅、近鉄大久保駅、JR 新田駅・松井山手駅に路線バスで接続しており、公共交通での移動が容易である。

道路については、南北に国道 1 号と国道 24 号が走り、第二京阪道路や京滋バイパス、国道 478 号が縦横に走っている。さらに、それらと繋がる京都縦貫自動車道も平成 27

年に全線開通したことに加え、新名神高速道路の全線開通も間近に控え、本町と近畿一円を結ぶ広域の道路交通ネットワークが大きく進展している。

こうした広域の道路交通ネットワークの充実により、大阪市、神戸市、名古屋市等の都市中心部への広域的なアクセスの利便も向上するとともに、関西国際空港までは約 80 分、中部国際空港までは約 120 分と、物流拠点へのアクセス時間の短縮につながっている。また、京滋バイパスの久御山 IC、久御山淀 IC、第二京阪道路の久御山南 IC から久御山町中心部(久御山町役場)へも 5 分程度でアクセスできるといった、関西地域の道路交通の結節点として、今後のさらなる発展が期待できる。

③産業構造

国道 1 号の開通を契機に発展してきた久御山町の産業構造を令和 2 年国勢調査による産業別就業者数から見ると、第一次産業が 7.5%、第二次産業が 32.2%、第三次産業が 60.3%と全国平均（第一次 3.2%、第二次 23.3%、第三次 73.5%）及び京都府平均（第一次 1.9%、第二次 22.4%、第三次 75.7%）と比べると第一次産業及び第二次産業への従事者が多くなっている。

また久御山町は、京都府内有数の製造業集積地域になっている。令和 3 年経済センサスでは、政令指定都市の京都市を除いた府内市町村の事業所数ランキングで、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業がそれぞれ府内 1 位、プラスチック製品製造業及び電気機械器具製造業が府内 2 位、電子部品・デバイス・電子回路製造業が府内 4 位となっている。また、農業においても、都市近郊農業の優位性と交通の利便性を生かした販売用野菜生産を中心に若手農業者数が増加する等、魅力と個性に溢れた強い産業が育まれている。

④人口分布の状況

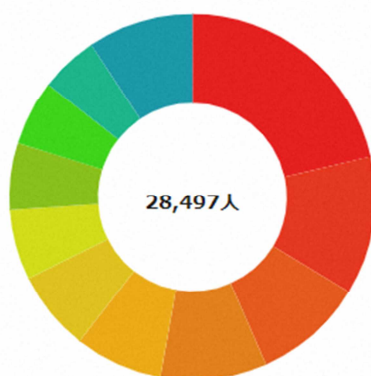
久御山町の人口は、平成 22 年国勢調査では 15,914 人、平成 27 年国勢調査は 15,805 人、令和 2 年国勢調査では、15,250 人となっており、昭和 60 年の 19,136 人をピークに減少に転じている。また、年齢 3 区分別人口比率の近年の推移を見ると、年少人口（15 歳未満）は微減となっているが、老年人口（65 歳以上）の拡大が顕著（平成 22 年 22.2%→令和 2 年 32.4%）で、生産年齢人口比率が低下してきている。一方、製造業を中心とする府内屈指の事業所集積を背景に、通勤等による流入人口が流出人口を大きく上回る状況にある。RESAS によると、令和 5 年 1 月の夜間人口に対する昼間人口の比率は 198.8%となり、滞在人口率は府内 1 位、全国で 22 位となっている（15 歳以上人口に基づく）。なお、令和 2 年国勢調査に基づく昼夜間人口比率（15 歳未満人口も含む）では、206.6%となっている。

昼間人口・夜間人口の年齢階級別構成割合

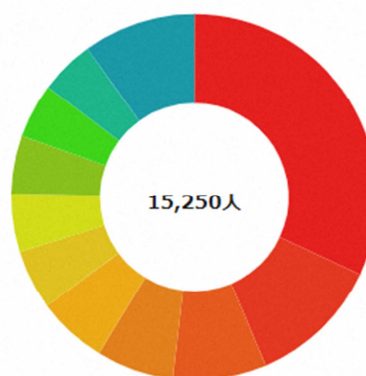
2020年 京都府久御山町
総数

昼間人口 : 28,497人
夜間人口 : 15,250人
(昼夜間人口比率 : 186.87%)

昼間人口



夜間人口



- 1位 65歳以上 6,098人 (21.40%)
- 2位 45~49歳 3,498人 (12.27%)
- 3位 50~54歳 2,770人 (9.72%)
- 4位 40~44歳 2,680人 (9.40%)
- 5位 55~59歳 2,215人 (7.77%)
- 6位 35~39歳 2,025人 (7.11%)
- 7位 60~64歳 1,770人 (6.21%)
- 8位 15歳未満 1,697人 (5.96%)
- 9位 30~34歳 1,628人 (5.71%)
- 10位 25~29歳 1,463人 (5.13%)
- その他 2,653人 (9.32%)

- 1位 65歳以上 4,875人 (31.97%)
- 2位 15歳未満 1,772人 (11.62%)
- 3位 45~49歳 1,265人 (8.30%)
- 4位 40~44歳 1,042人 (6.83%)
- 5位 50~54歳 937人 (6.14%)
- 6位 20~24歳 809人 (5.30%)
- 7位 35~39歳 791人 (5.19%)
- 8位 55~59歳 781人 (5.12%)
- 9位 60~64歳 733人 (4.81%)
- 10位 15~19歳 731人 (4.79%)
- その他 1,514人 (9.93%)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

久御山町は、まちの個性として、充実した都市近郊農業、中小事業所を中心とした多様性のあるものづくり、広域的に集客する商業等、さまざまな業種の中小企業がコンパクトな町域に集まり関連し連携している。

久御山町経済を牽引する「農業」と「ものづくり」の2大産業のさらなる発展を目指すため、「苗処（なえどころ）」というコンセプトによる人と企業が定着したくなるまちづくりを推進し、多様で強い産業が育ち、定着できる環境整備を図る。

農業では、都市近郊の優位性とブランド力を生かして、二次産業であるものづくり産業や食品関連産業等の製造業と三次産業である小売業等との総合的かつ一体的な推進を図る6次産業化の促進を目指し、町内産の野菜を利用するなど町内の農業と連携する企業等の進出を推進するとともに次代の担い手による農業の活性化、農産物の生産・販売の安定化を図る。

町内ものづくり産業では、国道1号や第二京阪道路等の広域に繋がる充実した交通インフラを活用する企業の経営発展を支援するとともに、非鉄金属製造業、金属製品製造業等の製造業や関連産業がチャレンジできる環境整備を促進する。

そのため、政令指定都市の京都市を除く府内市町村の中で事業所数が府内1位となっている鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業など町内の事業所のうち、33%（令和3年経済センサス）を製造業者が占めるという「ものづくりのまち久御山」を一層強化するために、以下4（1）に規定する重点促進区域に立地する企業には、町独自での固定資産税の不均一課税制度や工場立地法に伴う環境施設面積・緑地制限の緩和制度を適用することで本計画に基づく多種多様な事業者への集中支援による事業者の成長力等の底上げを行い、本地域全体への経済的波及効果を狙う。これらの取組を通じて、地域の企業の稼ぐ力を向上させ、新たな付加価値創出による地域経済の好循環へと繋げていく。

(2) 経済的効果の目標

1件あたりの平均54百万円の付加価値額（令和3年経済センサス）を創出する地域経済牽引事業を10件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で2倍（平成27年京都府産業連関表：逆行列係数表における製造業及び食品関連産業の列和）の波及効果を与え、促進区域で1,080百万円の付加価値を創出することを目指す。1,080百万円は、促進区域の全産業付加価値（115,289百万円）の約1%、製造業（48,266百万円）の約2%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。また、農業については、促進区域内に食品関連企業など農業に関連する企業の誘致を図ることにより、地元産野菜等の集荷・加工による農家所得の向上・安定化等も期待できる。

なお、現状値については、承認実績が今まで一度もないため、算出困難なあり、記載

しない。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	1,080 百万円	皆増

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	一百万円	54 百万円	皆増
地域経済牽引事業の新規事業件数		10 件	皆増

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が5,421万円(京都府の1事業所当たり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(令和3年)))を上回ること。

なお、現状値については、承認実績が今まで一度もないため、算出困難なあり、記載しない。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売り上げが開始年度比で2%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

久御山町都市計画（久御山町マスタープラン）に定める産業立地促進ゾーンを中心とする以下の区域を重点促進区域とする。

- ・市田（いちだ）新珠城（しんたまき）、市田一ノ坪（いちのつぼ）、市田五ノ坪（ごのつぼ）、市田東大門（ひがしだいもん）、市田立花（たちばな）、佐古（さこ）外屋敷（そとやしき）、林（はやし）北畑（きたはた）

（概況及び公共施設等の整備状況）

重点促進区域の面積は 24.9 ヘクタールであり、全域が市街化調整区域のうち、農用地区域は 11.3 ヘクタールである。なお、本区域内に遊休地は存在しない。

本区域は、町域の南東部に位置し、「1 基本計画の対象となる区域（2）地域の特色」において記載した「②インフラの整備状況」のとおり、町域を縦横に走る国道 1 号、24 号、第二京阪道路、京滋バイパス等国道、高速道路による高速・広域交通網に囲われた地域で、国道 24 号、第二京阪道路に近接し、国道 1 号、京滋バイパスにも 10 分以内にアクセス可能であり、交通インフラの充実した区域である。

また、本区域は市街化区域（工業専用地域、工業地域、準工業地域、近隣商業地域等）に隣接している。本区域に隣接する市街化区域内には、非金属製品や金属製品等の製造業を中心として約 1,600 社の企業が集積している。このような国道 1 号や第二京阪道路等が持つ交通・物流環境に恵まれた特性と本町産業集積の強みを最大限に生かすためには、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域は全域が市街化調整区域であり、市田一ノ坪、市田五ノ坪、市田東大門、市田立花、佐古外屋敷に農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

ただし、市街化調整区域については、都市計画法の枠組みを活用して市街化区域への編入後、開発を行う予定であり、本制度による土地利用調整は行わない。

なお、自然公園法に規定する区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区等環境保全上重要な地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、その他環境保全上重要な地域は、本区域内には存在しない。

（関連計画における記載等）

他計画に示す記載に関しては下記のとおりである。

①久御山町第 5 次総合計画

- ・産業立地促進ゾーンにおいては、周辺の住環境に配慮した産業活動の活性化を図

るための土地利用を促進

②久御山町都市計画マスタープラン

- ・産業立地促進ゾーンにおいては、既存の工場等や新規企業工場の立地等の企業拡大ニーズに対応できるように周辺の住環境に配慮し、産業活動の活性化を図るため、土地区画整理事業の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、良好な市街地整備を推進

③久御山町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・基本目標として、産業活力の発揮を記載。企業の新規進出・定着を促す産業用地の確保や立地企業のマッチングの促進、企業間連携の強化による新たな発展活動の促進、企業が求める人材の町内就業の促進等、町内企業の育成を支援

④久御山町第2期産業振興計画

- ・産業振興に向けて掲げた5つの取組のうちの「産業基盤の向上」として、町の産業の活性化を図るための新市街地「みなくるタウン」の整備促進、町内企業の規模拡大や企業誘致への積極的支援を推進する。

⑤久御山町農業振興地域整備計画

- ・久御山町農業振興地域整備計画においては、府営ほ場整備完了地と府営土地改良総合整備事業の完了地である巨椋池地域を中心に、佐山・下津屋地区のほ場整備事業完了地を優良農地として確保することとしており、当該地区は該当しない。また、本地域整備計画においては、都市化が進んだ地域として、「今後も都市化が進むことが予想されるが、農用地との混在化を招かないよう配慮する」とされており、町総合計画や土地利用マスタープラン等に沿って、計画的な土地利用を進めることで整合を図っていく。

⑥久御山町環境基本計画

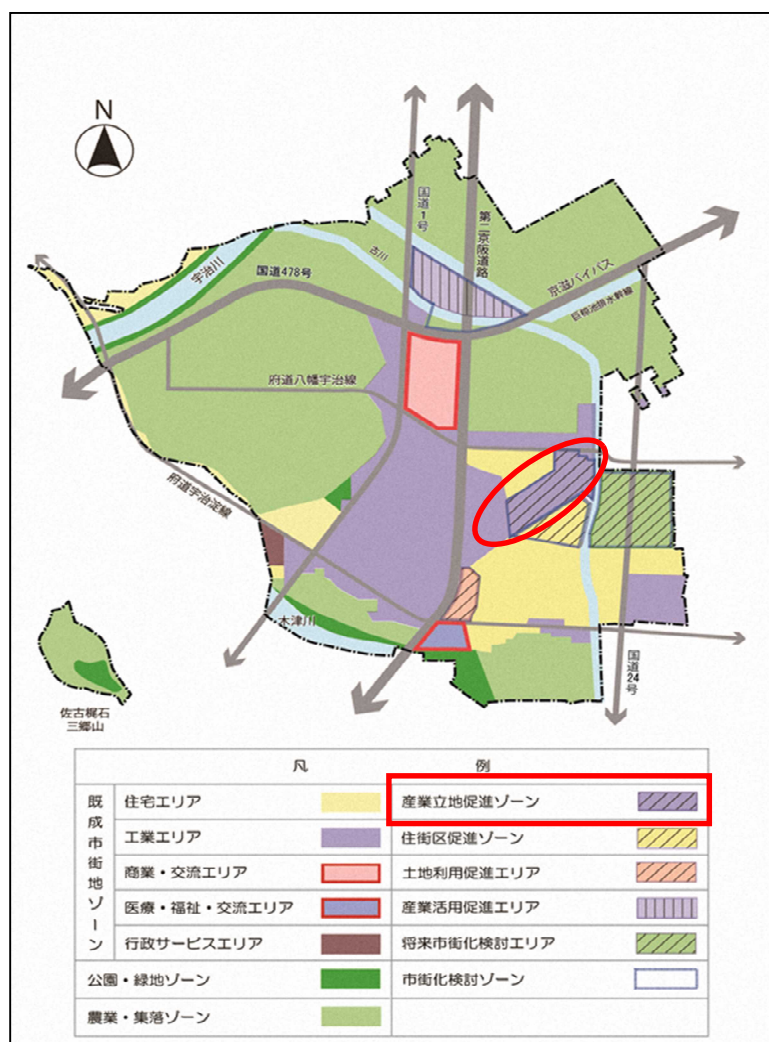
- ・スマートコミュニティの形成やPPA普及啓発、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアとして、本区域を「地域脱炭素化促進区域」として設定し、環境にも配慮したまちづくりを進めていく。

したがって、本区域内には、久御山 IC、久御山淀 IC、久御山南 IC 等が点在し、関西地域や京阪神、中京方面の道路交通の結節点としてさらなる商工業の集積は確実である。そのため交通インフラを地域の特性として、区域内の製造業関連産業等の集積を図

ることにより、促進区域内の付加価値を創出し、既存の集積企業にも波及的効果が見込まれ、相互に連携していくことで、地域を牽引する企業への成長を促進するものとする。

なお、本区域には農用地区域を含むが、国営、府営等のほ場整備事業等の大規模な農業投資は過去にされていない。やむを得ず農用地区域にて地域経済牽引事業を実施する場合には、本計画の「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。また、促進区域の市街化区域内には工場適地や遊休地は存在しない。

(重点促進区域図)



(2) 区域設定の理由

久御山町内には既に相当数の企業の立地・集積が進んでおり、新たな企業進出や既存の町内企業が事業拡大のための用地確保が困難な状況となっている。工場周辺の生活環境を保持することを前提に、より効率的な工場用地の利用・確保を図る必要がある。

本区域は、久御山町都市計画マスタープランにおいて、既存の工場等や新規企業工場

の立地等の事業拡大ニーズに対応できるように周辺の住環境に配慮し、産業活動の活性化を図るため、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、良好な市街地整備を推進する産業立地促進ゾーンに位置づけられ、計画的土地利用を推進する区域として位置付けている。交通インフ



＜第二京阪道路・京滋バイパス JCT＞

ラの整備状況においては、国道1号、国道24号に加え、第二京阪道路や京滋バイパスが通り、それらと繋がる京都縦貫自動車道も平成27年に全線開通するとともに、新名神高速道路の全線開通も間近に控え、本町と近畿一円を結ぶ広域道路交通ネットワークが大きく進展している。したがって、本区域内には、久御山 IC、久御山淀 IC、久御山南 IC 等が点在し、関西地域や京阪神、中京方面の道路交通の結節点としてさらなる商工業の集積は確実である。そのため交通インフラを地域の特性として、区域内の製造業関連産業等の集積を図ることにより、促進区域内の付加価値を創出し、既存の集積企業にも波及的効果が見込まれ、相互に連携していくことで、地域を牽引する企業への成長を促進するものとする。

なお、本区域には農用地区域を含むが、国営、府営等のほ場整備事業等の大規模な農業投資は過去にされていない。やむを得ず農用地区域にて地域経済牽引事業を実施する場合には、本計画の「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。また、促進区域内には企業立地に適した遊休地は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

工場立地特例対象区域は、市田（いちだ）新珠城（しんたまき）、市田一ノ坪（いちのつぼ）、市田五ノ坪（ごのつぼ）、市田東大門（ひがしだいもん）、市田立花（たちばな）、佐古（さこ）外屋敷（そとやしき）、林（はやし）北畑（きたはた）とする。設定する区域は、現在における地番により別表1に記載する。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①久御山町の聖護院大根（淀大根）、ねぎ、ほうれんそう、ホワイトコーン等の地域農産物を活用した6次産業化の促進を目指す農業と連携を図る分野
- ②久御山町の国道1号や国道24号、第二京阪道路、京滋バイパス等の交通インフラを活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

①久御山町の聖護院大根(淀大根)、ねぎ、ほうれんそう、ホワイトコーン等の地域農産物を活用した6次産業化の促進を目指す農業と連携を図る分野

久御山町は古くから交通の要衝で、京都・大阪等の大消費地が背後に控える都市近郊型農業が活発で、農林業センサス2020では、基幹的農業従事者の平均年齢も若く(京都府平均70.2歳、久御山町66.5歳)、耕作放棄地率は府平均よりもかなり低くなっている(京都府平均15.43%、久御山町4.62%)(農林業センサス2015)。

久御山町におけるねぎ、小松菜、ほうれんそうは、主にパイプハウスを使った栽培であるため、年間を通して栽培することができ、府内有数の生産量を誇る。品目別の生産状況の最新調査である京都府農林水産統計年報(平成16年～平成17年)では、ねぎ(761トン・府内2位)、小松菜(1,300トン・府内1位)、ほうれんそう(682トン・府内2位)となっている。さらに、夏にはトマト(408トン・府内3位)、きゅうり(627トン・府内2位)、さやいんげん(34トン・府内3位)、冬にはにんじん(246トン・府内2位)等、通年で豊富な種類の野菜生産・出荷がある。久御山町で生産される野菜は、流通の利便性を生かして京都市内や大阪府など関西の都市部を中心に出荷され、新鮮な野菜の供給を支えてきた。

近年では水稻から収益性の高いねぎやほうれんそう等の野菜への転換が一層進められ、農林業センサス2020では、収入を得る目的で農業を営む販売農家のうち、野菜を生産している耕地の割合は36.34%で府内1位、耕種別の産出額では野菜区分で222千万円と、府内3位となっている。また、京の伝統野菜である聖護院大根(淀大根)は平成29年度京都府の市町村聞き取り調査によると、府内生産量441トンのうち久御山町が310トン(約7割)を占めており、京野菜の一大産地となっている。そのため、久御山町第5次総合計画においては、「都市近郊農業の優位性を生かした次代に継続・発展する農業体制づくりの推進」、「地域農産物のブランド化を推進することによって消費拡大と地域農業者の収入増をめざす」ことを基本方針とし、久御山町の地域農産物の消費拡大を推進する「久御山ブランド推進事業」や、スマート農業の導入やGAP認証取得を支援する「がんばる農家応援事業」、販路開拓やビジネスチャンス創出を目指す「産業売込み隊事業」により農業者の支援を行っている。

さらに、久御山町では、平成22年4月に「まちの駅クロスピアくみやま」がオープンし、国道1号、第二京阪道路、京滋バイパスに近接した産業情報の発信拠点として、町内の特産物や加工品、優良な製品の紹介・販売をはじめ京都府内の道の駅との広域連携を行うとともに、工業関係を中心に町内企業を紹介するホームページによる情報発信や町内事業所の雇用を確保し経営の安定を図る支援を目的として、就域ディレクター事業に取り組んでいる。

当該まちの駅は、公共交通が行き来するバスターミナルを有し、公共交通のハブ施設

として立地するとともに、久御山町の玄関口ともなっている。そのため、久御山町はもとより、周辺市町村や近県の交流拠点として地域の交流人口の創出の場となっている。

また、当該まちの駅の近隣には京都府南部総合卸売市場があり、生鮮食料品の安定供給基地として久御山町を含む地域の農業と連携しているほか、市場一般開放等も積極的に実施されており、久御山町の農産物を集約集荷し全国へ出荷する役割を担っている。

あわせて、京都府南部総合卸売市場において、京都府において計画されている「南部市場オープンイノベーションラボ」とも連携を図ることにより、立地する食品関連企業にとって、最先端の知識、技術を備えた人材の育成が可能となるだけでなく、異業種連携による付加価値の高い中食商品の開発にも取り組んでいくことが可能となる。

さらに、販売農家が野菜類を出荷する場所として、町内には11カ所の直売所がある。久御山町では「くみやま直売所ガイドブック」を発行して野菜直売所を町内外にPRする取り組みを行っている。

久御山町では、こうした「まちの駅クロスピアくみやま」や京都府総合南部卸売市場、直売所、さらには「久御山中央公園」等の人口交流が活発な場所を活用し、ものづくり産業や食品関連産業等との連携を視野に入れながら、マルシェや体験農園、食育、フードトラック、園内カフェ等の食をテーマとして魅力向上を目指す「まちのにわ構想」を策定して事業化を図っていく。

また、まちの駅クロスピアくみやまや京都府総合南部卸売市場、直売所等と連携を図りながら、久御山町産の野菜を活用した直売や産直レストランなどによるブランディング化、加工食品の全国流通による6次産業化の取組を加速させ、久御山町農業者の所得安定、農業産出額向上を図るとともに、参入する事業者の生産性向上、環境改善に向けた取組を支援し、付加価値額の増加、雇用の拡大に繋げていく。



<まちの駅クロスピアくみやま>

②久御山町の国道1号や国道24号、第二京阪道路、京滋バイパス等の交通インフラを活用した成長ものづくり分野

令和3年経済センサス活動調査による製造業の事業所数を見ると、政令指定都市の

京都市を除く府内市町村の事業所数は、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業がいずれも府内1位、プラスチック製品製造業及び電気機械器具製造業が府内2位、電子部品・デバイス・電子回路製造業が府内4位となっている。このように久御山町に所在する事業所のうち、製造業が全体の約33%(令和3年経済センサス)を占め、久御山町は府内有数の製造業集積のまちとなっている。これは、国道1号の開通をはじめとする複数の交通インフラの整備が進展したことによる恩恵が大きい。

西日本高速道路株式会社のIC交通量データによると、京滋バイパス久御山ICでは平成25年度の交通量と平成29年度の交通量を比較すると102%に、同バイパス久御山淀ICでは116%に、第二京阪道路の久御山南ICでは104%にそれぞれ増加している。このように昭和41年の国道1号開通以降、町内交通インフラの進展に伴い、人員や物資の移動等の利便性が向上していることから今後も交通インフラの活用による製造業をはじめとする多様な産業や事業所の集積が進むことが見込まれる。

また、久御山町では、工業の新しい芽が育つ環境、技術シーズ(種)がチャレンジの場を求めて久御山町にやってきて発芽し、育っていくという考えのもと、「苗処(なえどころ)」というコンセプトを打ち出し、コンパクトな町域と広域道路交通ネットワークとそれに合せた土地利用を土壌とした「ものづくりの苗処」として企業誘致を進めている。

こうした交通インフラの進展や町のまちづくりのコンセプトにより、久御山町では多くの中小企業が創業・進出するとともに、その中から東証1部上場までされた企業が出てくる等、企業が成長する環境が整っている。現在では、国道1号のほか国道24号、第二京阪道路や京滋バイパスが整備され、京滋バイパスの久御山IC、久御山淀IC、第二京阪道路の久御山南ICから久御山町中心部(久御山町役場)へも5分程度でアクセスでき、さらに事業を行いやすい環境となっている。

以上のことから久御山町は、広域道路交通ネットワークを生かして集積する様々な事業者の活発な設備投資を促進するため、固定資産税の不均一課税措置や工場立地法に伴う環境施設面積・緑地制限の緩和をすることにより事業者支援を図る。加えて、新たな事業用地を確保するとともに、町内事業所と連携する企業等の誘致を促進し、促進区域の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、継続的な地域内経済の好循環を作り出し、町内のものづくり産業のさらなる発展を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、久御山町における農業との連携やものづくり分野の成長を支援していくためには、地域事業者のニーズを的確に把握し、事業環境の整備を行っていく必要がある。こうした環境整備に当たっては、国や府の支援策等も併せて活用し、積極的な対応や事業コストの低減や久御山町産業の強みを創出する

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の不均一課税の創設

活発な設備投資が実施されるよう、脱炭素経営に取り組む企業など一定の要件を課した上で、立地する企業に対する固定資産税の不均一課税を措置する条例を制定。

②工場立地法に伴う環境施設面積・緑地制限の緩和

工場立地法第4条第1項の規定により公表されている「環境施設及び緑地のそれぞれの面積の施設面積に対する割合」の準則に代えて、地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づいて、工場立地法の特例範囲を制定。

③地方創生関係施策

平成31年度からの地方創生推進交付金（現：デジタル田園都市国家構想交付金）を適宜活用し、「久御山町の聖護院大根（淀大根）、ねぎ、ほうれんそう、ホワイトコーン等の地域農産物を活用した6次産業化、地域商社分野」及び「久御山町の国道1号や国道24号、第二京阪道路、京滋バイパス等の交通インフラを活用した成長ものづくり分野」において、就域ディレクターの設置やマッチングの支援で産学官連携や異業種交流を促進する。また、企業ニーズの把握に努め、産業売込み隊事業による販路拡大の総合的なバックアップ、ビジネスチャンスの機会を創出し、企業の優れたものづくり技術の発信や企業PR活動等を支援するとともに設備投資支援等を実施する予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）地域企業の技術力向上、新産業創出、立地促進のために、久御山町が保有する情報であって、資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府においては、京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課に、久御山町においては、事業環境部産業・環境政策課に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局と協議の上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①京都市市町村企業誘致推進連絡会議

府と近隣市町等が加入する連絡会議において、企業誘致に係る情報共有やパンフレット等の共同作成や首都圏等での企業誘致に係る説明会等を行う。

②創業支援

創業支援ネットワーク「久御山町チャレンジスクエア」を創設し、久御山町商工会、日本政策金融公庫京都支店、京都信用保証協会（金融機関）、久御山町の4者が創業に関わる様々な相談・支援・スキルアップの場の提供を行う。また、新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助するビジネスプランコンテスト補助金や創業にかかる経費の支払いに充てた利子を補給する創業融資利子補給補助金を活用し、創業初期の経営安定化及び地域経済の活性化等を図る。

③展示会等の出展支援

町内の中小企業を対象に展示会等に出展する経費の一部を助成する制度を活用し、地域活性化を図る。

④コワーキングスペースの開設

まちの駅クロスピアくみやまに、Wi-Fiの環境整備を行い開設したコワーキングスペースで生まれる様々な交流により相乗効果を生み出して、地域経済の活性化等を図る。

⑤ホテルの立地によるビジネス支援

町内南大内地区に新たに開業予定である町内初のビジネスホテルを、山城地域の北の玄関口に位置するゲートウェイとして観光面も含めて町外から立地企業へ訪問される場合のビジネスの拠点とし、地域経済の活性化等を図る。

⑥職住近接の住宅用地確保

重点促進区域に隣接して、本計画期間中に農業をはじめとした関係機関との調整を図った上で、職住近接の住宅用地を確保することにより、重点促進区域に立地する企業の従業員の利便性の向上に努める。

（6）実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度 ～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の不均一課税措置	運用	運用	運用

② 工場立地法に伴う 環境施設面積・緑地 制限の緩和	運用	運用	運用
③ 地方創生関係施策	運用	運用	運用
情報処理の促進のため の環境整備	運用	運用	運用
事業者からの事業環境 整備の提案への対応	運用	運用	運用
その他 ①京都市町村企業誘 致連絡会議	運用	運用	運用
②創業支援	運用	運用	運用
③展示会等の出展支援	運用	運用	運用
④ コワーキングスパー スの開設	運用	運用	運用
⑤ ホテルの立地によ るビジネス支援	運用	運用	運用
⑥ 職住近接の住宅用 地整備	検討	検討	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域と一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、久御山町商工会や農業協同組合久御山支店、株式会社京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫の地元金融機関、京都府が設置する公益財団法人京都産業 21 という町内や隣接する市町に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、久御山町では、これら支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①久御山町商工会

地域内の商工業者を中心に組織され、金融斡旋・税務指導・情報提供・経営指導・講習会・研修会等、小規模事業者の経営及び技術の発展等を支援する。また、労務相談や取引相談等、多様な企業支援を実施する。

②農業協同組合久御山町支店

久御山町を管轄エリアとする農業協同組合として、農業者への営農指導や販売・加

工等の支援等、行政と連携して農業振興を図る。

③町内金融機関（株式会社京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫）

企業の創業や育成について、平成28年に創業支援ネットワーク「久御山チャレンジスクエア」を設置しており、創業に関する相談・スキルアップ・資金面での経営支援等を行う。

④公益財団法人京都産業21

産学公の連携による中小企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業のIT化推進等の支援機能を生かした顧客の立場に立ったワンストップ体制による総合的支援機関として、中小企業の人づくりを目指した研修・セミナー等の開催や、企業のニーズに適した幅広い人材・人脈の紹介を行う企業人材マッチング、企業の課題に応じた支援施策の活用や専門的見地からの技術・経営支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境・生活環境に影響を与えないよう配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮も行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。また、整備の実施に当たっては、国内希少野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮するものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の積極的な推進及び不法投棄の防止並びに自然エネルギーの利活用、省エネ機器の導入等の地球温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、環境保全や温室効果ガスの排出削減に向けた取組については、「京都府環境を守り育てる条例」及び「京都府地球温暖化対策条例」並びに「京都府環境基本計画」等に基づく京都府の施策と連携し、住民や事業者等の参加・共同のもとに進めていく。

さらに、本町において、令和5年4月1日に「久御山町環境基本条例」を施行した。町、事業者及び町民がそれぞれの立場において環境の保全と創造に取り組むとともに、目指すべき将来像の実現に向けて相互に協力し、経済的発展と環境の保全、創造が互い

に阻害することなく持続的に発展していく脱炭素社会をつくりあげていくという目的のもと、事業者と共同で環境の保全に努めていく。

（２）安全な住民生活の保全

久御山町における事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、京都府の「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、府、町、事業者等がそれぞれの役割において、次の取組等について各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・ 防犯設備の整備

促進区域における地域住民及び来訪者の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラの設置や街灯のLED化等を行う。

・ 防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保する等の防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・ 従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また、来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

・ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供する等の協力を行う。

・ 不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認する等必要な措置をとる。

・ 地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、防犯及び事故並びに地域の安全と平穏の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

・ 交通安全対策

促進区域交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全で円滑な道路交通環境を整備する。また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

- ・ 防犯に配慮した住宅の整備

従業員等用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・ 職域防犯対策の推進

警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯 CSR 等自主的な防犯活動を進める。

- ・ 警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察活動に協力する。

- ・ 警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

- ・ 重点促進区域内は、両側歩道の幅員 14 メートル道路の整備を予定しており、安心・安全に通行できる環境を整える。

（３）その他

久御山町は、促進区域の地域経済牽引事業の促進に関する協議を行うため、毎年度、地域未来投資促進法に基づく「久御山町地域経済牽引事業促進協議会」を開催し、以下の項目について協議を行う。

- ①目標項目の進捗状況確認
- ②計画内容の変更協議
- ③改善方策の検討

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（農地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域の区域内においては、次のとおり市街化調整区域及び農用地区域が存在するため、これらの区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

（農地） ※別表 2

（農用地区域） ※別表 3

（市街化調整区域） ※別表 4

（地区内における公共施設整備の状況）

重点促進区域内においては、近接して、国道1号、国道24号、第二京阪道路、京滋バイ

パス等があり、十分な道路交通ネットワークが整備されている。また、重点促進区域内は、両側歩道の幅員14メートル道路の整備を予定しており、安心・安全に通行できる環境を整える。

電気、ガス、上下水道のインフラについては、隣接する区域・道路まで敷設済みであり、接続工事等の実施は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。

また、学校、保育園、幼稚園、地域公民館等の公共施設も整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(地域内の遊休地等の状況)

重点促進区域内においては、産業用途に活用できる遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

農地として重点促進区域に設定された土地については、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域」に記載のとおり他計画が示す方針が示されている。

本計画において、本区域では「久御山町の聖護院大根(淀大根)、ねぎ、ほうれんそう、ホワイトコーン等の地域農産物を活用した6次産業化の促進を目指す農業と連携を図る分野」及び「久御山町の国道1号や国道24号、第二京阪道路、京滋バイパス等の交通インフラを活用した成長ものづくり分野」を推進する。具体的な事業としては、野菜の産地と充実した道路交通ネットワークという地域の特性を生かした食品加工や農産物の直接販売、飲食の提供、さらには、収穫等の体験型レストラン、観光農園等の事業、また、町内中小企業等と連携する事業等を予定している。

上記の想定している事業については、久御山町農業振興地域整備計画に示される農業従事者の安定的な就業機会確保や若年層の定着と調和が図られたものである。

他計画に示す記載に関しては下記のとおりである。

【久御山町第5次総合計画】

- ・産業立地促進ゾーンにおいては、周辺の住環境に配慮した産業活動の活性化を図るための土地利用を促進

【久御山町都市計画マスタープラン】

- ・産業立地促進ゾーンにおいては、既存の工場等や新規企業工場の立地等の企業拡大ニーズに対応できるように周辺の住環境に配慮し、産業活動の活性化を図るため、土地区画整理事業の市街地開発事業や地区計画制度等を活用し、良好な市街地整備を推進

【久御山町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略】

- ・基本目標として、産業活力の発揮を記載。企業の新規進出・定着を促す産業用地の確保や立地企業のマッチングの促進、企業間連携の強化による新たな発展活動の促進、企業が求める人材の町内就業の促進等、町内企業の育成を支援

【久御山町第2期産業振興計画】

- ・産業振興に向けて掲げた5つの取組のうちの「産業基盤の向上」として、町の産業の活性化を図るための新市街地「みなくるタウン」の整備促進、町内企業の規模拡大や企業誘致への積極的支援を推進する。

【久御山町農業振興地域整備計画】

- ・久御山町農業振興地域整備計画においては、府営ほ場整備完了地と府営土地改良総合整備事業の完了地である巨椋池地域を中心に、佐山・下津屋地区のほ場整備事業完了地を優良農地として確保することとしており、当該地区は該当しない。また、本地域整備計画においては、都市化が進んだ地域として、「今後も都市化が進むことが予想されるが、農用地との混在化を招かないよう配慮する」とされており、町総合計画や土地利用マスタープラン等に沿って、計画的な土地利用を進めることで整合を図っていく。

【久御山町環境基本計画】

- ・スマートコミュニティの形成やPPA普及啓発、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアとして、本区域を「地域脱炭素化促進区域」として設定し、環境にも配慮したまちづくりを進めていく。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、以下の方針により調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、重点促進区域は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとする。土地利用を行う際の基本的な事項として、施設用地については、事業者の具体的な立地ニ

ズや事業実施の確実性を踏まえて調整を行うこととする。やむを得ず農用地域内で開発を行う場合は、「久御山町農業振興地域整備計画」と調和を図るものであることとする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には、ほ場整備等はされていないものの、面積的にはまとまった集団的農地がある。やむを得ず集団的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、例えば、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障をきたす事態や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業並びに農地中間管理事業等の農地流動化に支障をきたすといった事態を避け、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生ずる等、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずる事態が起きないようにすることとする。

また、巨椋池干拓事業の受益地にあたる場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がでないようにするとともに、当該事業の関係機関と調整を行うこととする。

③面積規模が最小であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

④面的整備を実施した地域を含まないこと

重点促進区域においては、面的整備を実施していないが、今後においても、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年間を経過しない間は土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤次の事項により、農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①～③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わないこととし、本区域においては、周辺の市街化を促進するおそれがないことを前提に、地区計画を設定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

10 計画期間

本計画の期間は、同意の日から令和10年度末日までとする。「京都府久御山町基本計画」に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。